

令和 7 年 度 施 行

業 務 設 計 書（公 示 用）

業 務 名： 白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(東地区)

令和 6 年 11月 単価適用

白石区 土木部維持管理課

札 幌 市

業務名： 白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(東地区)

業務委託費 円

業務価格 円

消費税等相当額 円

業務の説明

1. 業務の場所

- ・ 白石区内（東地区）
公園 55箇所、街路樹 48路線、その他 2箇所（位置図・数量調書参照）

2. 業務の概要

- ・ 公園維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、施設管理一式、鳥獣対応一式
- ・ 街路樹維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、歩道美化一式、鳥獣対応一式

3. 業務の期間

- ・ 令和 7 年 3 月 15 日より 令和 8 年 3 月 14 日まで

4. 仕様書等

- ・ 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書による。
- ・ 札幌市土木工事共通仕様書による。
- ・ 特記仕様書(白石区共通)による。
- ・ 内訳書の表記について

■設計内訳書の表記については、下記の通り読み替えを行うこととする。

・ 工事番号	→	業務番号	・ 工事名	→	業務名
・ 工事区分	→	業務区分	・ 直接工事費	→	直接業務費
・ 純工事費	→	純業務費	・ 工事原価	→	業務原価
・ 工事価格	→	業務価格	・ 工事費計	→	業務委託料

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務

特記仕様書（白石区共通）

令和 7 年度

札幌市白石区土木部

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務

特記仕様書（白石区共通）

目次

1. 一 般	3
2. 管 理	5
3. 施設管理（公園・街路樹共通編）	9
3-1. 公園編	13
3-2. 街路樹編	18
4. 様 式	21

1. 一 般

1. 施行上の義務等

- (1) 受託者は、施行する業務の内容に応じ、現場代理人及び施行現場における施行の技術上の管理を司る者を定め、これに従事させなければならない。
- (2) 受託者は、現場代理人等を定めた時は、その旨を別紙様式により担当職員へ届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (3) 作業中は「清掃作業中」「草刈中」等の表示板をつけて利用者に作業を周知するとともに、作業に使用する車両には、見えやすい箇所にＪＶ名や業務名が記載された掲示板を設置すること。また、道路上にて作業を実施する際は、道路使用許可証（写）を掲示すること。また、当業務以外で車両を使用する際は、掲示板を外すこと。

2. 監督等

- (1) 担当職員は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して常に監督を行い、契約の履行を確保するものとする。
- (2) 受託者は担当職員の監督を受け、担当職員から業務改善命令等がなされた場合は、その補正等の措置を行なうこと。

3. 施工管理一般

- (1) 業務を実施するに当たり、本業務の設計書、公園維持管理台帳、街路樹維持管理台帳、仕様書等の確認を実施すること。内容に疑義がある場合は、担当職員に確認して指示を受けること。
- (2) 業務内で実施した作業に関して、実施日・作業内容・数量について担当職員に報告すること。また、月別に集計して金額を報告すること。
- (3) 設計変更の対象となる場合は、作業内容・数量を集計し担当職員と協議すること。
- (4) 作業の実施により公園維持管理台帳及び街路樹維持管理台帳に変更が生じた際は、担当職員に報告すること。

4. 用具及び消耗品、支給品

- (1) 業務を遂行するために必要な用具及び消耗品は、別途定めるものを除き、受託者が負担すること。
- (2) 支給品を使用する場合は、事前に担当職員に報告すること。

5. 使用する仕様書等

- (1) 業務の施工は、業務内容により下記の仕様書等に基づき実施すること。内容に疑義がある場合は、担当職員に確認して指示を受けること。
- 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書（以下、「札総仕」とする）

- 特記仕様書（白石区共通）
- 札幌市土木工事共通仕様書（以下、「札土仕」とする）
- 札幌市土木工事標準設計図集（以下、「札土標」とする）
- 札幌市造園工事標準図（以下、「札造標」とする）

（２）主な参考資料

- 伐木作業安全衛生必携-安衛則第 36 条第 8 号に掲げる業務特別教育用テキスト＜大径木等伐木作業用＞（平成 19 年 8 月改訂林業・木材製造業労働災害防止協会）
- かかり木処理作業の安全（平成 19 年 4 月林業・木材製造業労働災害防止協会）
- 造園安全衛生管理の手引き（札幌市造園緑化建設業協議会）
- 「住宅地等における農薬使用について」
- 街路樹剪定技術指針（平成 28 年みどりの推進部編）

2. 管 理

1. 安全管理

- (1) 作業員は作業に適した保護具を身に着けること。
- (2) 道路上作業を実施する際は、作業区域内及び周辺に保安施設の設置や交通誘導警備員を配置し、危険防止に努めること。その内容について、担当職員の請求があった場合は、実施状況の写真を各期の検査時に提出すること。
- (3) 歩行者や自転車の通行時には、交通誘導警備員または作業員により通行の安全を確保すること。
- (4) 高所作業を実施する場合は、安全带等を着用し転落防止措置を必ず講じること。梯子や脚立を使用する際は、転倒防止措置を講じること。
- (5) 剪定や伐採等の作業時は、労働安全衛生規則等の諸法令を順守すること。さらに、参考資料等を基に安全管理の教育を実施すること。
- (6) 北電やNTTの架空線付近で剪定や伐採等の作業を実施する際は、切断及び破損しないよう十分注意すること。
- (7) 剪定などの維持管理作業を行う場合は、事前にハチの巣の有無を確認してから実施すること。特に、生垣や寄植の刈込、トラフ蓋の取り外し作業等を行う場合は、事前の目視確認が極めて困難であることから、長い棒などを用いて確認するなど十分注意したうえで作業を行うこと。

2. 建設副産物の取扱い

作業によって発生する金属くずやコンクリート塊等の建設副産物の搬入先は、原則として白石区土木センター（札幌市白石区本通 14 丁目南 5-32）とするが、規模が大きい等、何らかの理由により搬入が困難な場合は、建設副産物として処理するものとする。処理にあたっては、札幌市 1-1-1-22 に記す建設副産物の関係法令及び要綱等を遵守し、その処理・処分・再生資源化・リサイクル等の取扱いを行うこととする。

- (1) 当該業務等で発生する建設副産物の処理方法、処理施設等の処理条件は下記の通りとするが、変更が生じた場合は、担当職員と協議すること。なお、各処理施設の所在地情報は、「札幌市土木工事積算要領及び資料（Ⅰ第18章 建設副産物⑨ 産業廃棄物及び建設副産物処理一覧表）」を参照すること。

- ①コンクリート塊は、下記再生処理施設のいずれかへ搬入すること。（マニフェストによる）

処理施設名	受入条件等
札幌リサイクル骨材(株)	1 搬入時期については、当施設と事前に協議のこと 2 コンクリート殻は、長さ 1m 以内、厚さ 60cm
小橋北豊(株)	
札幌環境資材センター(新日建設(株))	

(株)松原産業	以内に破砕
野田工業(株)	
世紀東急工業(株)	

②再生処理可能な自然石については、下記再生処理施設へ搬出すること。

処理施設名	受入条件等
小橋北豊(株)	・受入条件等については、確認を要する。
札幌リサイクル骨材(株)	

③金属くずについては、下記施設へ搬出すること。

処理施設名	受入条件等
(株)鈴木商会	・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。 ※付着物は除去しておくこと。買い取りの場合もあり。

④剪定や伐採等の作業で発生した剪定枝等については、積極的に売り払いを行うこと。

材を買取者に搬出させる場合は、白石区土木部資材置場（厚別区厚別町山本1063番地18）を一時堆積場として活用することを認める。剪定枝等売り払いについては、以下のとおり行うこと。

ア 対象：枝（葉は付いていて構わない）、幹、根（なるべく土砂は落とすこと）

イ 詳細については担当職員と協議すること。

⑤建設発生土が生じた場合は、小規模な場合は現場内流用を基本とする。発生土量が多い場合や、現場内流用が困難と判断される場合については、担当職員と協議のうえ、運搬先となる処理施設等を決定すること。

⑥少量の場合及びその他の建設副産物（建設廃棄物）の処理等については、担当職員と協議のうえ、運搬先となる処理施設等を決定すること。

- （２）建設副産物を運搬する際は、過積載とならないよう注意し、積載物の飛散防止措置を確実に実施すること。また、各施設への搬入状況の写真を各期の検査時に提出すること。
- （３）産業廃棄物を運搬する際は、車両の両側面に表示を行うこと。（廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令の改正に伴う義務）
- （４）巡回等により、放置自転車等（自転車及び原動機付自転車）を発見した場合は、担当職員と確認・協議の上、注意札（青札）を貼付け、３日間経過した後に北郷自転車保管場所（北郷１条１丁目）に搬出すること。また当該自転車等を撤去した場所に移動告示書を掲示すること。
- （５）巡回等により、不法投棄物（体を成していない自転車等・家電製品・タイヤ・大型ごみ・その他処理が困難なもの）を発見した場合は、担当職員と確認・協議のうえ、白石区土木センターに搬出すること。
- （６）産業廃棄物管理票（マニフェスト）の扱い

受注者は、現場で発生する産業廃棄物が適正に処分されたかを処理業者等と緊密に連絡を取合いながらマニフェストで確認し、最終処理完了後、E票（竣工時に間に合わない場合はD票）と計量伝票を工事監督員に提示し、確認を受けること。なお、マニフェストの管理については、紙マニフェストの場合は公益社団法人 全国産業廃棄物連合会、電子マニフェストの場合は財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが示す手順によること。

（７）北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という）について

当業務で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入された場合でも、減量化・リサイクル等により残さが発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので、適正に処理すること。なお、当業務においては、循環税相当額を見込んでいる。

3. 事業系一般廃棄物の扱い

草刈で発生した刈草や剪定枝、清掃で発生した落葉等は、本市が指定する処理施設に運搬し処分すること。

分類	処理施設名	処理施設の所在地・連絡先及び受入条件等
再生	城東運輸（株）	札幌市土木工事積算要領及び資料 （Ⅰ 第18 章 建設副産物⑨ 産業廃棄物及び建設副産物処理一覧表）を参照
再生・処理	札幌市ごみ資源化工場	
焼却	発寒清掃工場	
	駒岡清掃工場	
	白石清掃工場	
破碎	発寒破碎工場	
	篠路破碎工場	
	駒岡破碎工場	

3. 施設管理（公園・街路樹共通編）

1. 清掃

公園については、公園維持管理台帳に示す指定回数のおりとし、管理形態（町内会等委託の有無）等により異なるので注意すること。

（１）作業区分は下記とする。

- ・清掃Ａ 拾い集め型清掃
- ・清掃Ｂ 春１回目の清掃で、拾い集め及び掃き型清掃
- ・清掃Ｃ 秋の落葉等の拾い集め及び掃き型清掃

（２）作業日は下記を基本とする。

- ・清掃Ａ（年１２回） ５月７日から１０月末日までの隔週月曜日
- ・清掃Ｂ（年 １回） 原則として４月末日まで

※雪解け状況により対応、担当職員と協議すること

- ・清掃Ｃ（年 １回） １１月中旬

※落葉の状況により対応、担当職員と協議すること

街路樹（植樹柵・植樹帯・緑地帯等）清掃については年２回を基本とし、街路樹維持管理台帳に示した回数とする。

また、町内会や福祉団体への管理委託公園等において、担当職員からの指示があった場合は、草刈・清掃作業により発生した刈草等（原則、４００Ｌ以上／回）について、指示のあった日から３日以内（週休日や、担当職員と協議のうえ回収日を別途設定した場合を除く）に回収すること。回収した刈草等は、特に指定された場合を除き本市指定処理場に運搬し処分すること。なお、自ら回収せずに依頼する場合は、唯一の委託先である「一般財団法人 札幌市環境事業公社」とし、回収・運搬・処理の一連を契約の上で処分すること。

2. 草刈

公園については、公園維持管理台帳に示す指定回数のおりとし、管理形態や施設内容等により異なるものの、年３回を基本とする（但し、パークゴルフ場は年６回）。実施時期については、区全体の統一性を考慮し、担当職員と協議のうえ決定すること。なお、２回目の草刈時期については、公園内での夏まつり等の催事等に合わせなければならない箇所があることから、担当職員と調整を行った上で、計画的に作業を進めること。

街路樹草刈については年２回を基本とし、街路樹維持管理台帳に示した回数とする。

3. 人力除草

（１）土のやわらかい時に、ヘラや鎌を使って手で根ごと抜き取る。抜き取った雑草は速やかに処理し、除草後は清掃を行うこと。

（２）実施回数は年２回を基本とし、実施時期は６、９月を目安に行うこと。

4. 生垣刈込・寄植刈込

- (1) 実施回数は下記を基本とし、実施時期は担当職員と協議のうえ決定するものとする。
また、現場条件等により、実施時期や回数等を変更する場合があるので、担当職員と事前に協議を行うこと。なお、枝葉が園路や歩道にせり出すことの無いよう仕上がり寸法を考慮して作業を行うこと。
- ・年1回 ニオイヒバ、ムクゲ、オンコ、ニシキギ、ツツジ類等
 - ・年2回以上 ネグンドカエデ等、上記以外の樹種
- (2) 樹勢や生育状況等に応じて、枝や幹が密になり過ぎた株や、古くなった枝や株は、適宜、切り戻し等を実施すること。

5. 支柱管理

公園における支柱等管理については、札幌仕（街路樹編 樹木管理）を参照すること。また、巡視等により、樹木の幹が成長してしゅろ縄が食い込んでいるのを確認した場合は、結束をし直すこと。但し、支柱が不要と判断される場合や支柱が腐朽している場合などにおいては、速やかに支柱や結束を撤去すること。

6. カラス対応

カラスの巣の撤去については安易に実施しないことを基本とし、巣立ち時期に発生する威嚇行動については、注意看板による市民周知（危険回避措置）や市民に対してカラスの習性や生態等を説明することが基本となる。止むを得ず、巣を撤去する場合は、札幌仕に加えて、下記に注意すること。なお、巣から落下した子ガラスの捕獲については「札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課」発注による専門業者が主体となるので注意すること。

- (1) 撤去は、高所作業となるため、安全帯やヘルメット等を着用し防護対策を怠らないこと。さらに、親鳥が威嚇・攻撃をしてくることが考えられるため周辺の安全確保にも注意すること。
- (2) 作業完了後、撤去状況及び撤去数等を書面にて担当職員に報告すること。

7. 樹木・施設冬囲い設置、撤去

- (1) 冬囲い設置は11月末から12月中旬まで、撤去は4月中に終了させることを基本とする。但し、気象条件等により変更する場合があるので、担当職員と協議すること。
- (2) 施設の冬囲いを撤去する際は、目視に加えて、実際に使用して異常が無いか簡易な点検を行い、問題が無いことを確認してから撤去すること。また、施設に破損や異常が確認された場合は、速やかに担当職員に報告し、必要な使用禁止措置を実施するとともに、後日、状況写真を提出すること。
- (3) ブランコは、支給する土のう袋等の緩衝材で梁部を養生した上で、しゅろ縄等によって着座部を固定すること。
- (4) 鉄棒は、各バーに支給する使用禁止札を貼り、支給する使用禁止テープを巻きつけ

ること。春先の使用にあたって冬囲いを撤去する場合は、鉄棒バーを強く揺するなどして、ソケット等の破損がないか確認すること。

- (5) ターザンロープ・レールランナー等の滑走系遊具は、動かないように支柱等に固定し、わら縄等で縛りつけること（ブランコ座板対応と類似）。
- (6) シーソーの座板は、梁から取り外して地面に下ろした状態で支柱にわら縄で縛りつけること（脱着できない構造のシーソーは除く）。
- (7) チューブスライダーの入口（上部側）は、入ることが出来ないように板等でふさぎ、外れないように固定すること。
- (8) 水飲台については、冬期間の水道の凍結防止のため、水道メーターや散水栓の水抜きは、確実に実施すること。むしろ等で本体を囲わずに蛇口のみを 20 cm 程度のブルーシート片で覆う手法を用いること。
- (9) テニスコートについては、下記に注意の上、施設利用開始及び閉鎖に伴うテニスコートネットの設置・撤去を行なうこと。
 - ・ 保管場所は白石区土木センターを基本とする
 - ・ 設置状況が安全かつ不具合が無いよう、確認点検する
 - ・ 開放前に水切り用具等の支給備品が常備されているかを確認し、破損があれば担当者に報告する
 - ・ 開放時にはテニスコート内の清掃を入念に実施し、プレーに支障がない状態に整備する
- (10) 下表の公園施設については、雪害及び事故防止等のため、施設の特典対応を行うこととする。なお、パークゴルフ場の防球ネットの設置については、オープン（4 月末）にあわせておこなうこととし、撤去はクローズ（11 月末）とする。

地区名	公 園 名	作業内容
東地区	厚別川緑地（BBQ 広場）	手摺、案内看板等の設置撤去
	厚別川緑地（PG 場）	ネット設置撤去
	月寒河畔緑地（PG 場）	スタートマット及び PG ネット設置撤去
西地区	さっぽろ大地公園（PG 場）	PG ネット設置撤去
	白石つつじ公園	ネット設置撤去
北地区	厚別川緑地（PG 場）	PG ネット設置撤去
	厚別川緑地（遊水路（休止中））	ネット設置撤去

※上記のほか、冬期間、公園への雪入れ及び積雪により破損の恐れのある公園施設がある場合は、担当職員と協議すること。

8. その他

- (1) 資材置場（白石区土木部資材置場）
 - ・ 厚別区厚別町山本 1063 番地 18 内（住宅地図：厚別版 P10 座標 5-A）
 - ・ 搬入については、担当職員と協議を行うこととし、場内整理に努めること

(2) 緊急時対応

- ・ 台風や事故、市民要望等の緊急時（夜間及び土日含む）については、担当職員と協議の上、現場代理人及び作業員による現場の初期対応・危険回避作業等を行う

3－1 公 園 編

1. 公園維持管理作業

対象箇所及び実施回数等については、公園維持管理台帳（数量調書）に示された内容とする。なお、指定回数を実施できない場合は、事前に担当職員と協議すること。

2. 公園樹木剪定

剪定の樹形・実施時期等については、担当職員と立会するなどして指示を受けること。担当職員から別途指示がない場合は、街路樹剪定技術指針（平成 28 年 12 月みどりの推進部編）によるものとする。

3. 砂場管理

- （１）砂場整正は全ての砂場において 4 月下旬までに実施することを基本とする。掘り起しの深さは 20 cm とし、十分に攪拌させながら、砂の中にあるゴミやガラスの破片・石・動物の糞等を入念に除去すること。
- （２）春の砂場整正に合わせて、砂が不足していないか（砂場枠の天端から 10 cm 下がりを目安とする）を確認し、不足している場合には、担当職員と協議のうえ、購入砂の補充を行うこと。
- （３）砂は洗砂とし、補給前に砂場清掃を実施すること。
- （４）砂撤去は原則行わないものとするが、除去が困難な量の危険なガラス片が混入した場合など、担当職員から指示があった場合に限り実施することとする。なお、公園巡視等により、このような危険な状況を確認した場合には、直ちに報告すること。

4. 園路広場・運動施設管理

凍上や沈下等により、舗装等の凸凹や危険箇所を確認した場合には、利用者の安全性確保のため、担当職員と協議の上で、土砂を敷き均したり、常温合材等を用いて平滑化するなど、適宜対応すること。

- （１）少年野球広場等において、担当職員から指示があった場合には、利用者による広場整正用資材として、黒土・赤土・砂・ダスト等を指定場所に堆積すること。
- （２）パークゴルフ場等において、担当職員から指示があった場合には、利用団体等によるパークゴルフ場整備、管理用資材として、各種購入資材（目土・肥料・上質芝等）を指定箇所に届けること。

5. 照明灯修繕

- （１）仕様及び使用部品は、札土仕、札造標によること。
- （２）架空配線で 10A 以下の使用時は、自動点滅器を北電柱に取り付けるが、この場合、自動点滅器は北海道電力㈱の支給品となるので注意すること。

- (3) LED灯具（又はLEDライトバルブ）を設置した場合は、LED 灯具等の使用電力等に応じて、北海道電力との契約の変更手続きを行うとともに、担当職員に対して「電気使用申込書（工事会社様控）」の写しを提出すること。

6. 外柵等修繕（雪害等による施設修繕）

雪害や経年劣化、悪戯などにより破損した施設の修繕を行う。実施内容等については、担当職員と協議により決定する。

- (1) 仕様及び使用部品は、札総仕、札土仕、札造標によること。

7. 人力除雪

過大な積雪による施設の倒壊や、落雪による事故防止のため、四阿や藤棚等の屋根の雪降ろし等を行う。実施時期については、積雪深1メートル程度に達した時を目安とし、担当職員と協議により決定する。作業に際しては、利用者の安全性に配慮し、降ろした雪により危険な状態になっていないか確認したうえで開放すること。

8. 遊水路管理

(1) 遊水路管理施設

稼働開始2週間前までに、開放期間や使用時間等のお知らせ看板を掲示すること。また、条例等に定めはないが、衛生管理上の観点からペット等の動物は利用させないものとする。

地区名	公 園 名	種別	ランク	常駐 管理	詰所 設置	備 考
東地区	万生公園	遊水路	A	○	○	
	白石ふじ公園	遊水路	B			
	吉田山公園	遊水路	B			
西地区	東札幌公園	遊水路	A	○	○	
	若葉公園	遊水路	B			
	やなぎ公園	遊水路	B			
	さっぽろ大地公園	遊水路	B			
	菊水上町わらしこ公園	遊水路	B			

(2) 遊水路設備点検

遊水路開放に先立ち、施設の電気・機械、給・排水設備の事前点検を行うとともに、以下について、設備点検報告書を作成すること。また、修理を要する設備がある場合は早急に担当職員に報告すること。閉鎖時には確実に水抜き等の作業を行うこと。

- ・ 噴水・遊水路のポンプほか各電気部品の絶縁測定を行う
- ・ 制御盤等の動作を確認する
- ・ 制御盤等の端子の締付など、正常に作動するよう整備する
- ・ 運転調整を行う

(3) 遊水路等監視・清掃

■ A ランク施設（万生公園、東札幌公園（下記開設期間中））の遊水路等の施設について、監視及び清掃作業を行う。

- ・ 開設期間及び利用時間については、7 月 10 日から 8 月 31 日（開放日固定設定、計 53 日間）、常駐時間は 9:00 から 17:00 までとする
- ・ 期間中は、遊水路常駐管理者を 1 名置き、衛生管理や安全対策を図るとともに、利用者への注意指導等を行う
- ・ 利用開始前日までの準備時に、常駐管理者による清掃及び機器、施設等の点検や緊急時への対応等の確認など、十分な事前準備をおこなうこと（遊水路常駐管理者の配置計 54 日間）
- ・ 受託者は利用人数等の監視記録を別紙により週報とともに提出すること
- ・ 遊水路は下記作業イメージにより、10 時利用開始を目途に作業を実施する

準備・清掃 9:00 ~ 10:00

開放時間 10:00 ~ 16:30

（可能な限り、長く開放するよう努めること）

清掃・後片づけ 16:30 ~ 17:00

- ・ 常駐管理者は、遊水路内及びその周辺に、ゴミ・石ころ・ガラスの破片等の危険なものや動物の糞などが無いよう注意を払い、安全の確保に努めるものとする
- ・ 常駐管理者は、自身の熱中症対策を講じること
- ・ 常駐管理者は、詰所等に利用者の応急処置に使用する用品（救急箱等）を備えることとし、万が一、事故やケガが発生した場合には、適切かつ迅速に対応すること
- ・ ガラス片等による事故が発生した場合には、直ちに使用禁止とし、原因が判明するまでは、利用者全員を遊水路から退去させ、被害の拡大を防ぐよう努める
- ・ 常駐管理者の時間延長を可能としており、これに対応出来る準備・体制を整えるものとする
- ・ 期間中、2.3×3.0m 程度の常駐用監視用詰所（仮設ハウス）を設置することとし、設置期間中の清掃及び施設管理は必須とする
- ・ 常駐管理者は、設備の使用方法を熟知した上で作業に当たることとし、水量の調節や補給水等により、適正な水面管理を行う
- ・ 常駐管理者は、遊水路内及びその周辺を、高圧洗浄機・ホーキ・デッキブラシ・洗剤等の用具を用いながら清掃し、衛生的な状態の確保に努めるものとする
- ・ 定期清掃の目安は、週に 1 回、月曜日を基本として、汚れ落としや水の入れ替え作業等を実施する
- ・ 消毒用塩素による水質管理を行うこととし、塩素濃度を 0.4~1ppm に保つよう水質管理を行う

■ B ランク施設（白石ふじ公園、吉田山公園、やなぎ公園、若葉公園、菊水上町わら

しこ公園、さっぽろ大地公園)の噴水池について、巡視・清掃を行う。

- ・開設期間及び開放時間は、上記Aランク施設と同一とする(計53日間)
- ・開放時間は、上記Aランク施設(常駐時間)と同一とし、9:00から17:00までとする
- ・Aランク施設とは異なり常駐管理は行わず(詰所設置なし)、開設期間中は、1日2回以上点検し、週に1回を目安に水の入替え・清掃を実施する
- ・清掃基準については、上記Aランク施設に準ずるものとする

9. 公園施設巡視点検

- (1) 全公園・緑地を対象(町内会等委託公園含む)に、毎月1回(年12回)の昼間巡視点検、及び年1回の夜間巡視点検を実施することとする(実施時期は下記のとおり)。点検内容や方法等は札総仕(公園編)のとおりとし、巡視点検チェックリスト(様式42)の項目を意識して点検すること。また、点検結果については異常の有無に関わらず、別紙(様式41)により担当職員に提出すること。また、異常がない場合であっても、点検写真(園名板及び公園全景)を撮影しておくこととし、担当職員から指示があった場合は提出すること。

- ・(昼間)業務着手(3月15日)～3月31日:1回実施(年1回)
 - ・(昼間)4月～翌年2月:毎月1回実施(年11回)
 - ・(夜間)10月下旬(主に照明点検):1回実施(年1回)
- (2) 巡視点検日以外で、荒天や警報発令等により担当職員から指示のあった場合は、速やかに巡視点検を実施し、その結果を担当職員に報告すること。
- (3) 通常清掃等の維持管理作業中においても、巡視点検チェックリストを意識し、異常がないかを確認しながら作業に当たること。
- (4) 冬期における巡視は、公園内の積雪・雪入れ状況(特にコンビネーション遊具・照明灯周辺・四阿)や雪入れ等による施設の被害(懸念)状況、スキー山や傾斜地等の安全性等を確認すること。

(以下は、地区別 特殊施設管理)

10. 【東地区】バーベキュー広場管理／厚別川緑地

- (1) 開放期間は、4月26日(ゴールデンウィーク開始日)～9月30日、及び10月の土・日曜日(祝日含む)(10月4・5・11・12・13日(スポーツの日)、18・19・25・26日)の計167日間とする。
- (2) 開放時間は、バーベキュー広場は10:00～17:00、駐車場は9:00～18:00とする。
- (3) 開放期間中は、ゲート開閉に併せて、1日3回以上の巡視点検を行うこと。
- (4) 管理作業
- ・朝・夕に駐車ゲートの開・閉作業を行う
 - ・巡視点検にあわせて、炊事広場及び(対岸の)仮設トイレ、炭消し場及び付近の

簡易清掃を行う

- ・ 夕刻の点検時に炭の残火を確認する
- ・ 大雨警報発令等、河川氾濫の恐れがある場合は築堤内の手摺撤去を行うとともに、危険性がなくなった（広場利用が可能となった）場合は手摺を設置する
- ・ 巡視点検時に、危険な行為を確認した場合は指導する
- ・ 週3回（期間中 72 回程度）、バーベキュー広場周辺の清掃を実施する

11. 【西・東地区】仮設トイレ管理（設置撤去含む）

／厚別川緑地虹の橋パークゴルフ場

- ・ 厚別川緑地の仮設トイレ利用期間は、4月23日(水)～11月4日(火)（片付日）とし、4月22日(火)に運搬・設置、11月5日(水)に汲みとり、11月6日(木)に運搬・撤去を行う
- ・ 簡易水洗型の仮設トイレとし、必要に応じて汲取りを行う
- ・ 週1回（期間中 28 回程度）、仮設トイレの清掃を行う
- ・ 厚別川緑地バーベキュー広場対岸の常設仮設トイレは閉鎖中

12. 【西地区】バラ花壇管理／東札幌公園

- (1) 花壇内の除草は8回行うものとする（6月～10月）。
- (2) 剪定は年2回行うものとする（5月上旬、11月中旬）。
- (3) 枯枝等の剪定は年2回行うものとする（7月～9月の間）。
- (4) 元肥は年1回とし、5月中旬とする。（被覆複合肥料 N:P:K=13:11:13%以上、土壌改良剤は有機物含有量 70%以上 N:P:K=0.5:0.2:0.1%以上、有機物肥料は天然動物質有機肥料 N:P:K=6:5:2%以上）
- (5) 追肥は年4回とし、実施時期は7月上旬、9月上旬、10月上旬、11月上旬とする（有機質配合肥料 N:P:K=4:6:5%以上、バラ専用肥料はタンパク質配合 N:P:K=3:6:5%以上、牛糞は樹皮配合 N:P:K=0.6:0.8:0.7%以上）。
- (6) 冬囲いは、縄2回巻を基本とする。

13. 【西地区】臨時駐車場門扉開閉／白石公園

- (1) 臨時駐車場の開放期間は、4月26日（土）（ゴールデンウィーク開始日）～11月3日（祝・月）の期間中の土・日曜日（祝日含む）の計65日間を基本とし、担当職員と協議のうえ決定することとする。
- (2) 臨時駐車場の開放時間は、8:00～18:00とする。

3－2 街 路 樹 編

1. 街路樹維持管理作業

対象路線及び実施回数等については、街路樹維持管理台帳に示された内容とする。なお、指定回数を実施できない場合は、事前に担当職員と協議すること。

2. 街路樹剪定

- (1) 毎年、7～8月を目途に夏期剪定を行う樹種は下記のとおりとする。また、数年おきに定期的な剪定を要するイチヨウやナナカマド等の樹種については、担当職員と協議の上で最終決定すること。

■年1回（夏）

ニセアカシア、ネグンドカエデ、プラタナス、ポプラ、シダレヤナギ

・・・（主に外来）早生樹種

- (2) 担当職員から別途指示がない場合は、街路樹剪定技術指針（平成28年12月 みどりの推進部編）によるものとする。
- (3) 剪定実施にあたっては、剪定作業を実施する路線の作業予定表を作成し、担当職員と協議の上で作業を実施する。作業予定に大きな変更がある場合は担当職員に報告すること。
- (4) 剪定作業を実施する前に、当該樹木の樹勢の確認を行い、枯損・危険等の有無を判断すること。判断が困難な場合は、担当職員から指示を受けること、剪定の強さは、周辺施設等の立地状況を考慮すること。
- (5) 剪定の樹形は、見本切りを実施し、担当職員と立会して指示を受けること。
- (6) 植樹柵・緑地帯に植え込まれている花苗等に配慮し作業を実施すること。

3. ヤゴ取り

- (1) 年2回を基本とする。但し、現場条件等により変更する場合があるので、実施回数・実施時期は担当職員と協議すること。
- (2) 可能な限り手でむしり取ることが望ましい。剪定鋏等を使用する場合は、根元や幹から除去し、切り口は手で触れても危なくないようにすること。
- (3) 対象樹種はニセアカシア、ネグンドカエデ、ポプラ類とする。ただし、その他の樹種について道路の通行等に支障となる場合は、担当職員と協議して実施すること。

4. 人力除草

- (1) 土のやわらかい時に、ヘラや鎌を使って手で根ごと抜き取る。抜き取った雑草は速やかに処理し、除草後は均し及び清掃を行うこと。
- (2) 実施回数は年2回を基本とし、実施時期は6、9月を基準とする。

5. 樹木補植

- (1) 樹木植栽は札造標に基づき作業すること。
- (2) 植栽する樹木の樹種・規格・支柱については、担当職員の指示によること。
- (3) 植栽場所については、歩道幅員・交差点からの離隔距離・植栽間隔・他の工作物との離隔距離等、現場条件に制約があるため、担当職員と協議をして決定すること。
なお、現場状況に応じて、補植の予告看板を事前に設置することもあるため、担当職員から指示を受けること。

6. 樹花壇用花苗配布

- (1) 町内会等に、指定された花苗数を指定日に、指定場所に配達すること。詳細は、担当職員から別途指示を受けること。
- (2) 配達した際には、配達した花苗の写真を撮影し、受取人の確認印またはサインをもらい、納品伝票とあわせて担当職員に提出すること。
- (3) 花苗の種類は、インパチェンス・キンギョソウ・サルビア・ペゴニア・ペチュニア・マリーゴールドを基本とする。
- (4) 花苗は、病虫害等の被害のない発育良好なもので、φ9cm ポリポット入りとし、担当職員の指示により配布すること。

7. 街路巡視点検

- (1) 街路樹及び植樹樹等がある全路線を対象に巡視点検を行うこと。実施時期は下記とする。
 - ・巡視点検 年8回（4月～11月まで1回/月）
 - ※上記期間のうち、年1回は徒歩によって、より細かな点検を実施する
 - ※徒歩巡視の実施時期については、担当職員と協議の上で決定する
- (2) 点検内容や方法等は札総仕（街路樹編）のとおりとし、巡視点検チェックリスト（様式 45）の項目を意識して点検すること。また、点検結果については異常の有無に関わらず、別紙（様式 44）により担当職員に提出すること。なお、異常がない場合であっても、点検写真（路線全景）を撮影しておくこととし、担当職員から指示があった場合は提出すること。
- (3) 巡視点検以外で、荒天・警報発令等により担当職員から指示のあった場合は、速やかに巡視点検を実施し、異常を確認した際には、速やかに担当職員に報告するとともに、必要な指示を受けること。

8. 【西・北地区】環状通ローズアベニュー維持管理について

- (1) 花壇内の除草は、年8回行うこと。
- (2) 枯枝・花殻処理は、年1回行うこと。
- (3) 剪定は、春剪定と秋剪定の2回行うこと。

- (4) 施肥は、元肥 1 回、追肥 1 回とし各々天地返しを行うこと。
 - ・肥料の種類、施肥量、施肥方法及び施肥時期は、担当職員との協議による
- (5) 病虫害予防薬剤(粒剤)散布は、年 2 回行うこと。
 - ・薬剤の種類、散布量、散布方法及び散布時期は、担当職員との協議による
- (6) 冬囲いは、縄 2 回巻を基本とする。

※作業実施前に年間維持作業計画を提出し、担当職員の承認を受けること

※施肥に使用する材料は、公園編（バラ花壇管理）参照

9. 【西・東地区】白石こころ一ど及び道路部局所管広場等の維持管理について

※道路部局からの受託作業

- (1) 維持管理作業の内容及び実施回数等は、別紙数量による。
- (2) 白石こころ一どの徒歩巡視は、4・6・8・10 月の年 4 回実施を基本とし、倒木や落下枝等の危険性の把握、樹木の生育状況、建築限界等を主体とした点検を行うこと（ベンチやシェルター等の特定施設については、別途業務にて、年 2 回の施設点検を実施予定）。なお、その他の舗装や柵類、車止、排水施設、標識等については、道路管理者による巡視を実施しているものの、万が一、危険な状況等を確認した場合には、速やかに担当職員に報告すること。

4. 様 式

- ・ 様式 4 1 公園パトロール報告書
- ・ 様式 4 2 公園パトロールチェックリスト（夏期間）
- ・ 様式 4 3 公園パトロールチェックリスト（冬期間）
- ・ 様式 4 4 街路パトロール報告書
- ・ 様式 4 5 街路パトロールチェックリスト

公園パトロール報告書

提出日 令和 年 月 日

現場代理人

業務名	白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務 ____地区		
実施日		回目	
巡視項目	夏期間・冬期間	昼間・夜間	定期・臨時

巡視者

No.	公園名	異常の有無	状況・内容	対応の内容	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
(現場代理人からの連絡事項)			(業務主任からの連絡事項)		

公園パトロールチェックリスト(夏期間)

対象施設	点検項目		重点的に確認する内容	
園内全体	投 棄 物	1	放置自転車・粗大ゴミ等の不法投棄物はないか	
		2	ガラスの破片等の危険物・動物の糞は捨てられていないか	
	利用マナー	3	ホームレス・私的所有物の放置・不法占有がないか	
		4	利用マナー(犬の放し飼い・ボール遊び等)は守られているか	
		5	ゴミステーション・不法駐車(車・バイク)が公園内にないか	
園路・広場	園 路 階 段	6	舗装の欠損・クラック・根上がりによる転倒の危険性はないか	
		7	階段・インターロッキングの破損・段差による転倒の危険性はないか	
		8	デッキ・枕木の腐食はないか	
		9	踏面・床面に不陸や水たまりはないか	
	広 場 グラウンド	10	広場に不陸や水たまりはないか	
		11	グラウンドの整備用具はきちんと整理されているか	
		12	築山の土がえぐれて転倒の危険性はないか	
植 栽	樹 木 生 垣	13	倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか	
		14	腐食による危険木はないか	
		15	通行(園路・道路)に支障となる枝はないか	
		16	照明灯・看板にかかっている枝はないか	
		17	民地に越境している枝はないか	
		18	公園の見通しを悪くしている中低木・生垣はないか	
	そ の 他	19	カラス・ハチの巣はないか	
		20	害虫の発生はないか	
		21	不要または破損している支柱はないか	
		22	芝が枯れていないか	
公園施設	全 般	23	施設本体の破損はないか	
		24	腐食・腐朽による破損の危険性はないか	
		25	施設本体の突起・ささくれ・欠け・傾きはないか	
		26	ボルト等の部材の欠損はないか	
		27	基礎の露出・傾き・ぐらつきはないか	
		28	個人名を特定できるような落書きはないか	
	遊戯施設	29	遊具周辺に石・凸凹・ガラス等の危険物はないか	
		30	可動時に異音は生じていないか	
		31	砂場にゴミ・動物の糞は落ちていないか	
	休憩施設	32	ゴミは散乱していないか	
	管理施設	33	照明灯の不点・つきっぱなしはないか	
		34	点検口カバーの腐食はないか	
		35	看板の文字は読むことができるか	
		36	ラミネートの看板の更新は必要ないか	
	給水設備	37	施設本体の破損・欠損はないか	
		38	樹・散水ボックスに土砂等が堆積していないか	
		39	漏水はしていないか	
	排水設備	40	側溝・トラフ・樹に泥・砂・落葉等が堆積していないか	
		41	施設本体の破損・傾き・欠損・ズレ・ガタツキがないか	
		42	勾配がきちんととれているか	

公園パトロールチェックリスト(冬期間)

対象施設	点検項目		重点的に確認する内容	
園内全体	全 般	1	重機で雪入れをしていないか	
		2	遊具やフェンスの破損の可能性はないか	
		3	子供の道路への飛出しの危険性がある雪山はないか	
		4	隣地の屋根からの落雪で危険な場所はないか	
植 栽	樹 木	5	倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか	
		6	樹木(主に針葉樹)に過度の積雪は無い	
公園施設	全 般	7	施設本体の破損はないか	
	遊 具	8	冬囲いの破損・外れはないか	
		9	チューブスライダー・土管等に閉じ込められる恐れはないか	
		10	遊具と周辺との積雪量の差による滑落の危険性はないか	
		11	支柱付近・吊橋の周辺に雪解けによる穴は生じていないか	
	四 阿	12	屋根に1m以上の積雪は生じていないか	
		13	雪庇やつらは生じていないか	
		14	四阿と周辺との積雪量の差による滑落の危険性はないか	
	照 明 灯	15	照明灯のポール周辺の雪解けによる穴は生じていないか	
		16	照明灯のケーブルに触れることが出来るか	

街路パトロール報告書

様式44

提出日 令和 年 月 日

現場代理人

業務名	白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務 ____ 地区		
実施日			回目
巡視項目	夏期間・冬期間	昼間・夜間	定期・臨時

巡視者

No.	路 線 名	異常の有無	状況・内容	対応の内容	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
(現場代理人からの連絡事項)			(業務主任からの連絡事項)		

街路パトロールチェックリスト

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容
街路全体	全 般	1 放置自転車・粗大ゴミ等の不法投棄物はないか
		2 ガラスの破片等の危険物・動物の糞は捨てられていないか
		3 草刈の必要はないか
植 栽	高 木	4 倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか
		5 腐食による危険木はないか
		6 道路側に傾倒していないか
		7 通行(歩道・道路)に支障となる枝はないか
		8 歩行者・自転車に接触する恐れがある枝はないか
		9 ヤゴ・胴吹きが繁茂しているものはないか
		10 信号・標識・街灯にかかっている枝はないか
		11 民地に越境している枝はないか
		12 見通しが悪いものはないか
		13 不要または破損している支柱はないか
		14 支柱の結束が食い込んでいる樹木はないか
	低 草 木 花	15 歩道・車道にはみ出しているものはないか
		16 見通しが悪いものはないか
	切 株	17 切株による転倒の危険性はないか
		18 切株の中心部が腐食して穴があいていないか
	そ の 他	19 カラス・ハチの巣はないか
		20 害虫の発生はないか
植 樹 樹	全 般	21 根上がりによる転倒の危険性はないか
		22 植樹樹の仕切石にズレ・ガタツキはないか
		23 補植可能な空樹はないか

遊水路巡視点検報告書

令和 年 月 日 提出

業務名

受託者

公園名

現場代理人 印

月 日	時 刻	点検結果	現況・処置事項等	利用者数

《連絡・特記事項》

業務名

受託者

公園名

月 日	時刻	温度		上段：残留塩素温度 下段：PH値		塩素剤使用量		備考(天気等)
		気温	水温	投入前	投入後	液体	顆粒剤	

(R07 当初設計値) 東

白石区 街路樹維持管理 数量調査(東地区)

(R7)

4.5 2.5 1.5 1

地区	路線番号	路 線 名	(道路名)	補植可否	樹種変更	巡視距離	高木本数	植 樹 樹				清 掃				草 刈 L				草刈 I		除草 A	低 木 管 理						歩道幅員情報			
								特大箇所	大箇所	中箇所	小箇所	植樹樹	植樹帯	分離帯	植樹樹	植樹帯	分離帯	植樹樹	植樹帯	分離帯	分離帯		生垣刈込	香植刈込	冬囲D	冬囲E	冬囲F					
								箇所	箇所	箇所	箇所	面積	回数	面積	回数	面積	回数	面積	回数	面積	回数	m2	m	回数	m2	組	組	組				
東 3		主要道道札幌支線	(南郷通)	○	樹変	3.40	581	-	109	-	287	559	2	74	2	10,576	2	559	2	74	2	10,576	2	1,320	2	-	-	-	A)両側4m(分離帯4.9m)			
東 453		一般道道西野白石線	(白石藻岩通)	○	樹変	1.07	71	-	37	-	108	200	2	-	-	-	200	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A)両側3.5m				
東 27		南郷南1号線	ニセアカシア	×	-	1.64	114	-	154	-	-	385	2	86	2	-	385	2	86	2	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m				
東 28		南郷南2号線	-	×	-	1.16	135	-	29	-	107	179	2	58	2	-	179	2	58	2	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m				
東 31		乙基地線	-	○	-	0.71	38	-	26	-	-	65	2	109	2	-	65	2	109	2	-	-	-	-	-	-	-	A)両側3.75m				
東 34		大谷地本線	(清田通)	○	樹変	2.13	677	-	-	-	220	220	2	177	2	22,698	2	220	2	177	2	22,698	2	-	-	-	-	-	A)両側3.7m			
東 99		吉田山道管住宅線	(向ヶ丘通)	○	-	0.49	35	-	-	-	-	-	144	2	-	-	-	144	2	-	-	-	-	-	-	-	-	A)両側3.5m				
東 104		本郷5号線	-	×	-	0.82	7	-	14	-	21	56	2	-	-	-	56	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C)両側2.5m				
東 107		本郷中央線	(本郷通)	▲	-	1.42	167	-	-	-	73	73	2	211	2	-	73	2	211	2	-	-	-	-	-	-	-	-	両側3.0m(本郷商店街区間A)			
東 123		米里中の島線	(水源池通)	▲	-	1.23	56	-	80	-	15	215	2	-	-	-	215	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	南郷通より北A3.5m、南B3m			
東 133		本郷横11号線	-	×	-	0.61	43	-	-	-	-	-	173	2	-	-	-	173	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C)両側2.5m			
東 136		本郷横14号線	-	×	-	0.59	11	-	1	-	23	25	2	-	-	-	25	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C)両側2.5m			
東 148		白石神社西6号線	(平和通)	▲	-	1.24	44	-	42	-	88	193	2	-	-	-	193	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	770白石神社線より西B3.0m、東A3.5m			
東 222		信濃中学校通北線	(平和通)	○	-	1.30	45	-	-	-	98	98	2	348	2	-	98	2	348	2	-	-	-	-	-	-	-	-	A)両側3.5m			
東 245		平和通4号線	-	×	-	0.44	34	-	-	-	-	-	132	2	-	-	-	132	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C)両側2.5m			
東 249		平和通8号線	(平和通)	×	-	0.83	26	-	66	-	-	165	2	-	-	-	165	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m(橋一部のみA)			
東 262		水源池通線	(水源池通)	○	-	0.65	9	-	53	-	-	132	2	386	2	-	132	2	386	2	-	-	-	-	-	-	-	-	A)両側3.5m			
東 284		平和通横9線	-	×	-	0.32	22	-	22	-	-	55	2	-	-	-	55	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C)両側2.5m			
東 290		吉田山13号線	-	○	-	0.08	3	-	-	-	-	-	47	2	-	-	-	47	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A)両側4.75m			
東 657		大谷地宅造13号線	-	伐採済	-	0.27	0	-	-	-	-	-	60	2	-	-	-	60	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)片側3m			
東 658		大谷地宅造14号線	-	伐採済	-	0.29	0	-	11	-	16	43	2	-	-	-	43	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m			
東 703		白石神社通線	(白石藻岩通)	○	樹変	0.31	29	-	-	-	41	41	2	-	-	-	41	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A)両側3.5m			
東 844		本通南郷通14丁目線	-	○	-	0.12	6	-	6	-	-	15	2	-	-	-	15	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A)片側3.5m			
東 1043		札幌貨物ターミナル1号線	-	伐採済	-	0.89	0	-	-	-	23	23	2	-	-	-	23	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C)片側2.5m			
東 1044		札幌貨物ターミナル2号線	-	伐採済	-	0.39	0	-	-	-	12	12	2	-	-	-	12	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C)片側2.5m			
東 1045		流通団地1号線	-	伐採済	-	0.43	0	-	-	-	31	31	2	-	-	-	31	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m			
東 1046		流通団地2号線	-	伐採済	-	0.28	0	-	-	-	20	20	2	-	-	-	20	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C)両側2.0m			
東 1047		流通団地3号線	-	伐採済	-	0.16	0	-	-	-	16	16	2	-	-	-	16	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m			
東 1048		流通団地4号線	-	伐採済	-	0.29	0	-	-	-	58	58	2	-	-	-	58	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C)両側2.0m			
東 1049		流通団地5号線	-	伐採済	-	0.24	0	-	-	-	26	26	2	-	-	-	26	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m			
東 1050		流通団地6号線	-	伐採済	-	0.30	0	-	-	-	31	31	2	-	-	-	31	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C)両側2.0m			
東 1051		流通団地7号線	-	×	-	0.58	19	-	-	40	-	60	2	-	-	-	60	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C)両側2.5m			
東 1155		流通団地8号線	-	×	-	1.47	34	-	109	-	-	272	2	398	2	-	272	2	398	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	両側3.0m(厚別川沿いののみ片側)		
東 1480		1480 流通団地9号線(H30伐採) 樹撤去済	-	×	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C)両側2.5m		
東 1481		流通団地10号線	-	×	-	0.30	14	-	27	-	-	67	2	-	-	-	67	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m		
東 1482		流通団地11号線	-	×	-	0.53	34	-	47	-	-	117	2	-	-	-	117	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m		
東 1483		流通団地12号線	(厚別旭町通)	伐採済	-	0.11	0	-	-	-	-	-	79	2	-	-	-	79	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m		
東 1485		流通団地14号線	-	×	-	0.18	35	-	-	-	-	-	216	2	-	-	-	216	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m		
東 1486		流通団地15号線	-	×	-	0.34	69	-	-	-	-	-	506	2	-	-	-	506	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m		
東 1487		1487 流通団地16号線(H29伐採) 樹撤去済	-	×	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m		
東 1490		1490 流通団地19号線(H29伐採) 樹撤去済	-	×	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m		
東 1923		大谷地5号線	-	伐採済	-	0.35	0	-	-	-	-	-	155	2	-	-	-	155	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m		
東 1924		大谷地6号線	-	伐採済	-	0.41	0	-	-	-	-	-	286	2	-	-	-	286	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C)両側2.5m		
東 1926		大谷地8号線	-	伐採済	-	0.16	0	-	-	-	-	-	71	2	-	-	-	71	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B)両側3.0m		
東 2811		栄通16・17丁目線	※路線番号に示す(向ヶ丘通)	○	-	0.00	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A)両側3.5m		
東 2947		流通センター7丁目1号線	-	○	-	0.30	37	-	38	-	-	95	2	-	-	-	95	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A)両側3.5m		
東 2948		流通センター7丁目2号線	-	▲	-	0.84	160	-	160	-	-	400	2	-	-	-	400	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A)両側3.5m(一部 B3.1m)		
東 2949		流通センター7丁目3号線	-	○	-	0.19	34	-	34	-	-	85	2	-	-	-	85	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A)両側3.5m		
東 9313		本通17丁目北歩道1号線	-	×	-	0.11	30	-	-	-	-	-	141	2	-	-	-	141	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	歩専道W6m		
東 9598		平和通線	(平和通)	○	-	0.68	31	-	-	-	90	90	2	-	-	2,280	2	90	2	-	-	2,280	2	-	-	-	-	-	-	A)両側3.5m(分離帯2.5m)		
東 9599		流通団地17号線	(山本通)	○	樹変	0.99	103	-	-	-	-	-	1,182	2	-	-	-	1,182	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A)両側5.0m		
東							0																							0		
小 計						31.64	2,753	0	1,065	40	1,404	4,122	8,244	5,039	10,078	35,554	71,108	4,122	8,244	5,039	10,078	12,856	25,712	22,698	45,396	0	1,320	2,640	0	0	0	0
48 路線 合 計													89,430					44,034				45,396	0	2,640		0	0	0	0			
設 計 書 計 上 値						下記							89					440				#NUM!	260		#NUM!	0	0	0	0			
※街路巡視点検(車両)						31.64	km × (往復)	2 回 ×	7 回	=	442	km(往復距離)		A	112	D	0	G	0		A	25	D	0	G	0					87	
※街路巡視点検(徒歩)						31.64	km × (往復)	2 回 ×	1 回	=	63	km(往復距離)		B	302	E	0				B	36	E	0							53	
													C	423	F	89,430	全交誘	87		C	423	F	22,900	交誘A	53	交誘B:				34		

[illegible]

＜道路維持＞自石ころ一ど及び道路所管広場等管理内訳（東地区）

区分	No	管理場所・管理区域名	地区	管理	管理	管理	清 掃			清 掃			草刈	低 木				藤棚 剪定	冬閑い 樹木 D	水飲 台 基	ブラン コ 基	遊歩点検		交 通 誘導員	一 般 廃棄物	備考	施設・その他			
					延長	面積	清掃面積	通常	清掃面積	春清掃	秋清掃	草刈 L (片付有)		草刈 N (急斜/片付有)	生垣刈込B		寄植刈込					昼間 月1回 箇所	夜間 年1回 箇所					徒歩 巡視 (回)		
					(km)	(㎡)	(㎡)	A	(㎡)	(回)	(回)				(回)	(㎡)													(㎡)	(㎡)
広 道	2	永楽地通高架下広場(北)	東	業	-	500	500	12回	500	1回	1回	7	-	-	-	-	-	-	1	12	1			公園管理基準と同等	プランク滑台、砂場					
		水源地通高架下広場	東	業	3.57	61,370	61,370	6回	105,798	1回	1回	-	2	24,306	2	14,431	2	175	3	50			101	-	2		4回	30	50	ベンチ22、水飲2ハコ 33、藤棚3、野外卓4、ス ツール24、ハラ1506株
		白石こころーど(路線27〜厚別川区間)	東																											
			東																											
			東																											
			東																											
		集 計	東		3.57	61,870	61,870	374,220	106,298	106,298	106,298	7	48,612		28,862		350	500	150		-				1	57.12	30	50		
		設 計 値	東				370		100	100	7	480		280		50		50		#####	101	-	2	1	12	1	57	30	50	

※ 白石ころもど樹木徒歩巡視(1回当たり) 3.57 km × 4 回(2往復) = 14.28 km/回

F(草刈)	77,474
-------	--------

誘導員(草刈時のみ)
29

＜道路維持＞白石ころーど及び道路所管広場等管理内訳（西地区）

区分	No	管理場所・管理区域名	地区	管理	管理	管理	清 掃			清 掃			砂場 整生	草 刈		低 木				藤棚 剪定	冬開い			巡視点検			交 通 誘導員	一 般 廃棄物	備考	施設・その他
					延長	面積	清掃面積	通常	清掃面積	春清掃	秋清掃	草刈 L		草刈 N	生垣刈込B		寄植刈込	樹木 D	水散 台		プラン コ	昼間 月1回 箇所	夜間 年1回 箇所	徒歩 巡視						
					(km)	(㎡)	(㎡)	A (回)	(㎡)	B (回)	C (回)	(㎡)		(急斜/片付有)	回	(m)	回								(㎡)	回				
広	道路	菊水広場	西	業		217	217	12回	217	1回	1回		3	50		1	5	2				5		1	12	1			公園管理基準と同等	プラン清掃・照明・ベンチ
広	道路	一条橋橋台広場	西	業		953	953	12回	953	1回	1回		3	900										12	1			公園管理基準と同等	照明	
道	道路	白石こころーど(大地公園～環状通区間)	西	業	2.66	37,699	37,699	6回	46,390	1回	1回		2	16,135	2	4,268					-					4回		30	45	
道	道路	白石こころーど(環状通～路線27区間)	西	業	0.90	15,649	15,649	6回	22,179	1回	1回		2	4,074	2	7,460					-					4回				
			西																											
			西											20,209		11,728														
			西																											
			西																											
			西																											
	3	集 計	西		3.56	54,518	54,518	334,128	69,739	69,739	69,739	-	43,268	23,456		5	5	-		-	-	5	-	1	24	2	28.48	30	45	
	箇所	設 計 値	西					330		69	69	-	430	230				-	#####	-	5	-	1	24	2	28	30	45		

※ 白石ころもど樹木徒歩巡視(1回当たり) 3.56 km × 2 回(往復) = 7.12 km/回

F(草刈)	66,724
-------	--------

誘導員(草刈時のみ)
25

＜道路維持＞白石ころ一ど及び道路所管広場等管理内訳（北地区）

[illegible]

白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(東地区)
業 務 委 託 費 総 括 表

区 分	工 種	種 別	単 位	公 園	街 路 樹	合 計
直接業務費	標準作業	清掃・草刈	1式			
		樹木管理	1式			
		施設管理	1式			
		歩道美化	1式			
		鳥獣対応	1式			
		安全費	1式			
		小計	1式			
	地区特有作業	樹木管理	1式			
		施設管理	1式			
		廃棄物処理	1式			
			小計	1式		
	合計		1式			
共通仮設費	共通仮設費(率計上)		1式			
	合計		1式			
純業務費			1式			
現場管理費			1式			
業務原価			1式			
一般管理費			1式			
業務価格			1式			
消費税等相当額		10%	1式			
業務委託費			1式			

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R7年度 白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(東地区)【公園編】	当	初	事業区分	公園緑地整備・改修
						工事区分	公園維持管理
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園維持管理				式	1		
標準作業				式	1		
清掃・草刈				式	1		
清掃				式	1		
草刈				式	1		内-1号
樹木管理				式	1		内-2号
下枝・支柱・薬剤				式	1		
低木等管理				式	1		内-3号
高木剪定				式	1		内-4号
伐採				式	1		内-5号
抜根				式	1		内-6号
樹木冬囲い				式	1		内-7号
				式	1		内-8号

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R7年度 白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(東地区)【公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	公園維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
施設管理				式	1		
砂場・広場等				式	1		内-9号
照明灯				式	1		内-10号
巡視点検				式	1		内-11号
施設冬囲い				式	1		内-12号
鳥獣対応				式	1		
カラス・ハチ				式	1		内-13号
区特有作業				式	1		
樹木管理				式	1		
樹木植栽				式	1		内-14号
樹木管理				式	1		内-15号
施設管理				式	1		

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R7年度 編】	白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(東地区)【公園	当	初	事業区分	公園緑地整備・改修	
							工事区分	公園維持管理	
工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	数量増減	摘要	
遊水路管理					式	1		内-16号	
特殊施設管理					式	1		内-17号	
砂場・広場等					式	1		内-18号	
廃棄物処理					式	1			
廃棄物処理費					式	1		内-19号	
直接工事費					式	1			
共通仮設費					式	1			
共通仮設費（率計上）					式	1			
純工事費					式	1			
現場管理費					式	1			
工事原価					式	1			
一般管理費等					式	1			

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R7年度 白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(東地区)【公園編】	当 初	事業区分	共通仮設費		
				工事区分	共通仮設費		
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
工事価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		
工事費計				式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	清掃				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
清掃 A		拾い集め型	1000m2	1, 580		単一 1号
清掃 B		春1回目；拾い+掃き	1000m2	210		単一 2号
清掃 C		秋清掃；拾い+掃き	1000m2	210		単一 3号
柵清掃（人力清掃工）		有蓋 25cm以上	箇所	5		
U型側溝清掃泥上			m	5		単一 4号
ゴミ袋回収		40L；運搬距離12km以下	袋	200		単一 5号
放置ゴミ回収		家電・自転車・タイヤなど	回	5		単一 6号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	草刈				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
草刈 I		モ795%；手刈り5%；片付含む	100m2	3, 660		単一 7号
草刈N		刈払機95%；手刈り5%；急斜面；片付含む	100m2	90		単一 8号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
ヤゴ取り A		C50cm以下	本	10		単一 9号
ヤゴ取り B		C50cm以上	本	10		単一 10号
樹木下枝取り			本	10		単一 11号
薬剤散布 C		施工手間のみ 薬剤（支給品）	L	1		単一 12号
薬剤カプセル打込み C		公園など 対象樹木10本未満の場合 薬剤購入品	本	1		単一 13号
薬剤カプセル打込み D		公園など 対象樹木10本未満の場合 薬剤支給	本	1		単一 14号
丸太支柱		二脚鳥居支柱 A 支柱取付B-2 購入品	組	1		単一 15号
丸太支柱		ハツ掛(丸太)支柱 A 支柱取付K-2 購入品	組	1		単一 16号
公園植栽 支柱設置		中木 ハツ掛（竹） 樹高100cm以上 50本以上（標準） 無 無 支柱取付L-2 購入品	本	1		単一 17号
支柱撤去 B		二脚鳥居支柱 A 片付含む	組	1		単一 18号
支柱撤去 K		ハツ掛(丸太)支柱 A 片付含む	組	1		単一 19号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	低木等管理				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
生垣刈込 B		60≦H<120cm；片付含む	10m	182		単一 20号
寄植刈込 B		120≦H<200cm；片付含む	10m2	1		単一 21号
藤棚剪定			m2	114		単一 22号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園樹木剪定A		30<C≤60cm；人力；片付含む	本	1		単一 23号
公園樹木剪定B		60<C≤90cm；人力；片付含む	本	1		単一 24号
公園樹木剪定C		90<C≤105cm；人力；片付含む	本	1		単一 25号
公園樹木剪定D		105<C≤120cm；人力；片付含む	本	1		単一 26号
公園樹木剪定E		120<C≤150cm；人力；片付含む	本	1		単一 27号
公園樹木剪定F		8. 0<H≤12. 0m；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 28号
公園樹木剪定G		12. 0<H≤18. 5m；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 29号
公園樹木剪定H		18. 5<H≤23. 0m；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 30号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採 A		15≦C<20cm	本	1		単一 31号
伐採 B		20≦C<30cm	本	1		単一 32号
伐採 C		30≦C<40cm	本	1		単一 33号
伐採 D		40≦C<60cm	本	1		単一 34号
伐採 E		60≦C<80cm	本	1		単一 35号
伐採 F		80≦C<100cm	本	1		単一 36号
伐採 G		100≦C<120cm	本	1		単一 37号
伐採 H		120≦C<150	本	1		単一 38号
伐採 I		150cm≦C	本	1		単一 39号
大径木樹木伐採		210≦C<270（みどりの推進部策定単価準用）	本	1		単一 40号
現場発生品及び支給品運搬		クレーン装置付4～4. 5t級、吊能力2. 9t 有り 9. 0km以下	t	1		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書		抜根			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
抜根 A		C<30cm	本	1		単一 41号
抜根 B		30≦C<60cm	本	1		単一 42号
抜根 C		60≦C<90cm	本	1		単一 43号
抜根 D		90≦C<120cm	本	1		単一 44号
抜根 E		120≦C<150cm	本	1		単一 45号
抜根 F		150cm≦C	本	1		単一 46号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	樹木冬囲い				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
樹木冬囲い設置D		低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m；購入品	組	1		単一 47号
樹木冬囲い撤去D		低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m	組	1		単一 48号
樹木冬囲い設置E		低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m；購入品	組	1		単一 49号
樹木冬囲い撤去E		低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m	組	1		単一 50号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	砂場・広場等				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
砂場整正		異物除去；砂起こしt=200	m2	1, 172		単一 51号
砂場砂補充		購入品	m3	1		単一 52号
砂場砂撤去			m3	1		単一 53号
グラウンド土補充		砂	m3	1		単一 54号
グラウンド土補充		黒土	m3	1		単一 55号
グラウンド土補充		赤土	m3	1		単一 56号
水飲み台蛇口交換		支給品	箇所	5		単一 57号
張芝工		芝串なし	m2	1		単一 58号
張芝工		芝串あり	m2	1		単一 59号
除草A		花壇草取(まばら)	100m2	1		単一 60号
灌水		1800L級車 水道料含む	1000L	1		単一 61号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	照明灯				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
メタルハライドランプ取替C		300W 拡散型(MF)	個	1		単一 62号
レフランプ取替A		110V ; 200W	個	1		単一 63号
ナトリウムランプ取替C		NH180W	個	1		単一 64号
水銀灯用安定器取替G		HF300W ; 高力率200V	個	1		単一 65号
ナトリウム灯用安定器取替C		NH180W, 高力率200V	個	1		単一 66号
自動点滅器取替B		100V光電式 ; リッド線型 ; 10A	個	1		単一 67号
自動点滅器取替D		200V光電式 ; リッド線型 ; 10A	個	1		単一 68号
安全ブレーカー取替		110V/220V2P2E20A	個	1		単一 69号
カラーポールカバー取替		段付 ; 塩ビ被覆	個	1		単一 70号
ポール内ボックス取替		(接続電線5.5mm2の場合) ; MCB 2P送り端子台付 SB-50 2L相当	個	1		単一 71号
引込用ビニル絶縁電線		DV2.6mm ; 2心平形	m	1		単一 72号
引込線 (DV) 架空配線		仕上外径 15mm以下 新設	径間	1		単一 73号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	照明灯				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
不点調査			箇所	1		単一 74号
LEDライトバルブ交換		HF250W級	箇所	1		単一 75号
LEDライトバルブ交換		支給品	箇所	1		単一 76号
LED灯具設置及び既設灯具撤去		平行水平面照度1Lx範囲15m以上 光束2760lm以上 適合ポールφ89.1 札幌市造園工事標準図	箇所	1		単一 77号
LED照明灯設置(照明ポール新設及び既設撤去含む)		既設基礎再利用、平行水平面照度1Lx範囲15m以上 光束2760lm以上 適合ポールφ89.1 ※ポールのみ共通仮設費及び現場管理費対象外	基	1		単一 78号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	施設冬囲い				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
水飲み台冬囲い設置		蛇口のみ囲い（20cm□程度ﾌﾟﾙｰｼｰﾄ片）；閉栓	基	46		単一 81号
水飲み台冬囲い撤去		蛇口のみ囲い（20cm□程度ﾌﾟﾙｰｼｰﾄ片）；開栓	基	46		単一 82号
遊具(ブランコ・シーソー等)冬囲い設置		養生材支給品（縄材除く）	基	74		単一 83号
遊具(ブランコ・シーソー等)冬囲い撤去			基	74		単一 84号
遊具(鉄棒)冬囲い設置・撤去		支給品	基	36		単一 85号
スノーポール		設置；支給品；再利用	本	1		単一 86号
スノーポール		撤去；支給品；再利用	本	1		単一 87号
人力除雪工		除雪のみ、排雪は含まない（平均深さ1m、四阿等屋根除雪等）	m2	171		単一 88号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	カラス・ハチ				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
カラスの巣撤去A		人力	箇所	1		単一 89号
カラスの巣撤去C		高所作業車18～18. 5m級使用、計画撤去				
ハチの巣撤去			箇所	1		単一 91号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 14号内訳書	樹木植栽				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000	
名称		規格		単位	数量	数量増減	摘要
エゾヤマザクラ		3.0 0.12 0.7、二脚鳥居支柱A(支柱取付B-2)客土あり		本	1		単一 92号
ヤマモミジ		2.5 0.12 0.6、二脚鳥居支柱A(支柱取付B-2)客土あり		本	1		単一 93号
イタヤカエデ		3.5 0.12 - 、二脚鳥居支柱A(支柱取付B-2)客土あり		本	1		単一 94号
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 15号内訳書				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
樹木管理					
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
台風等緊急時対応 A（被害 状況把握及び軽作業）	造園工1名及びライトハン体制	h	20		単一 95号
台風等緊急時対応 B	4 名体制（造園工1・普通作業員2・特殊運転手1・2.9 t クレーン付 4 t トラック1／班）	日	1		単一 96号
高所作業車運転費	12m級 特殊運転手含む	日	1		単一 97号
高所作業車運転費	18～18.5m級 特殊運転手含む	日	1		単一 98号
高所作業車運転費	22～23m級 特殊運転手含む	日	1		単一 99号
ホイールローダー（トラクタショベル）[普通]	排出カス対策型（第2次基準値）1.3～1.4m3	時間	1		単一 100号
バックホウ（クロー）[標準]	排カス型（第2次）山積0.45m3	時間	1		単一 101号
バックホウ（クロー）[標準]	排カス型（第2次）山積0.8m3	時間	1		単一 102号
掘み装置	開口幅1700～2000爪幅400～750mm	時間	1		単一 103号
掘み装置	開口幅2100～2500爪幅450～1000mm	時間	1		単一 104号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 16号内訳書	遊水路管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
遊水路利用開始前設備点検		【東・西地区】報告書作成含む	箇所	3		単一 105号
遊水路監視A		【東地区】常駐監視；万生公園 9時～17時（準備、清掃、後片付け含む）雑材料含む	日	53		単一 106号
遊水路監視A（時間延長）		【東地区】常駐監視；万生公園、雑材料含む	h	1		単一 107号
仮設ハウス賃料（常駐Aラ ンク施設）		2. 3m×3. 0m程度	日	55		単一 108号
仮設ハウス運搬設置撤去		2. 3m×3. 0m程度、基本管理費・建方費・解体費・ ユニック運搬費	基	1		単一 109号
遊水路巡視点検B		【東地区】白石ふじ公園、2回/日	日	53		単一 110号
遊水路清掃B		【東地区】白石ふじ公園、週 1 回程度、12㎡	回	8		単一 111号
遊水路巡視点検B		【東地区】吉田山公園、2回/日	日	53		単一 112号
遊水路清掃B		【東地区】吉田山公園、週 1 回程度、38㎡	回	8		単一 113号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 17号内訳書	特殊施設管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
簡易水洗式トイレ		【西・東地区】リース代 和式便所 10日間以内（1回） 清掃1回含む（汲み取り含まず）（共通策定単価）	棟/回	1		
納入・引き取り運搬費		【西・東地区】片道 杭打ち込み固定、杭撤去含む（共通策定単価）	回送	2		
仮設トイレ賃料		【西・東地区】簡易水洗式、0. 85m×1. 59m程度（物価本平均価格）	日	189		
仮設トイレ定期清掃		【東地区】週 1 回程度、16㎡ ※遊水路B清掃を準用 ※標準199回／7日＝28回	回	28		単一 114号
簡易水洗トイレ清掃費		（苦情要望等による）リース期間内に追加清掃を行う場合（共通策定単価）	棟/回	1		
バーベキュー広場 駐車場 門扉開閉・巡視点検		【東地区】場内施設清掃及び増水時対応含む、3回（計1. 5 h）/日、作業員1名及びライトパソ	日	167		単一 115号
厚別川緑地内バーベキュー 広場清掃		【東地区】清掃 A（拾い集め型）対象地 6, 042㎡、週3回レベル ※標準166日／7日×3回＝72回	回	72		単一 116号
バーベキュー広場 特殊施設 設冬囲い設置・撤去		【東地区】（設置：作業員2名、撤去：作業員1名）	回	1		単一 117号
防球ネット設置・撤去			m	768		単一 118号
月寒河畔（旭PG） 特殊施設 設冬囲い設置・撤去		【東地区】（設置：作業員2名、撤去：作業員1名）	回	1		単一 119号
良質芝		ケンタッキーブルーグラス80%以上の芝	m 2	10		
防球ネット		ポリエチレンネット H=600	m	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 17号内訳書	特殊施設管理			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
OB杭	プラスチック製、L720×58×58	本	1		
P.G 防球ネット用ピン	SUS φ 10*1000mm	本	1		
芝生専用目土	完熟堆肥入り 低温蒸気消毒済 pH調整済 20kg/袋 (白石区策定単価)	袋	30		
芝生専用肥料	N:P:K=15:15:15%以上 20kg/袋 (白石区策定単価)	袋	10		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 18号内訳書	砂場・広場等				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
外柵等施設修繕		雪害対応等	式	1		内ー 20号
簡易看板設置A		木杭1本 (L=1. 2～1. 8m, 末口6cm程度) ; 看板支給	基	1		単ー 120号
舗装G		インターロッキングﾌﾞﾛｯｸ用 ﾌﾞﾛｯｸ厚6cm 撤去・再設置 不織布	m2	1		単ー 121号
常温合材補修工		袋入り常温合材 (レスキューﾊﾟｯﾁ相当品)、運搬 (ｸﾚｰﾝ装置付 2t級、吊能力2. 9t 有り 5. 0km以下)	t	0. 1		単ー 122号
遊具基礎周り等 ダスト敷 き均し転圧 (小規模)		ダスト 人力積込、土砂運搬 (DID有 10. 5km以下) 、 人力運搬 (積込～運搬～積卸) 20m、人力敷均し転圧	m 3	1		単ー 123号
客土B (黒土)		現場制約有 締固め無 土砂 小運搬20m以下 材料 費 (黒土) 含む	m 3	1		単ー 124号
客土C (赤土)		現場制約有 締固め無 土砂 小運搬20m以下 材料 費 (赤土) 含む	m 3	1		単ー 125号
人力床掘		土砂 現場制約あり	m 3	1		単ー 126号
機械床掘A		土砂 小規模 (ﾊﾞｯｸﾎﾞｰ平積0. 2m3級＋補助労務)	m 3	1		単ー 127号
埋戻しA		現場制約あり 土砂 締固め有	m 3	1		単ー 128号
埋戻しB		小規模、土砂、締固め有、ﾊﾞｯｸﾎﾞｰ平積0. 2m3	m 3	1		単ー 129号
土砂運搬		運搬費のみ 現場制約あり 人力 土砂 運搬費 (DID有 1 0. 5km以下)	m 3	1		単ー 130号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 18号内訳書	砂場・広場等				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
現場内敷均しB		現場制約有、土砂、締固め無 掘削無、20m以下	m 3	1		単一 131号
オレンジ (グリーン・フェンス) ネット設置・撤去		フェンスネット (H=1. 0m, 50mロール)、鋼製ピン間隔 1 m内外	m	1		単一 132号
立入禁止ロープ設置・撤去		トラロープ (φ 9mm, 1巻200m)、鋼製ピン間隔 2 m内外 2段	m	1		単一 133号
現場発生品及び支給品運搬		クレーン装置付4〜4. 5t級、吊能力2. 9t 有り 20. 0km以下	t	1		
現場発生品及び支給品運搬		クレーン装置付2t級、吊能力2. 9t 有り 5. 0km以下	t	1		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 19号内訳書 廃棄物処理費				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
搬運搬	コンクリート（無筋）構造物とりこわし 機械積込 有り 8. 0km以下 全ての費用	m3	1		
処理費（建設副産物処理） コンクリート塊 再生 昼間 無筋	（株）松原産業 産業廃棄物 全辺60cm未満	t	2. 35		
搬運搬	コンクリート（鉄筋）構造物とりこわし 機械積込 有り 8. 0km以下 全ての費用	m3	1		
処理費（建設副産物処理） コンクリート塊 再生 昼間 有筋	（株）松原産業 産業廃棄物 全辺60cm未満	t	2. 5		
処理費（事業系一般廃棄物） 破碎、焼却、木くず等	札幌市各清掃・破碎工場（全ての間接費対象外）	t	90		
処理費（建設副産物処理） 木くず 再生（剪定枝等）	札幌市ごみ資源化工場（剪定枝等リサイクル施設）（10％）	t	1		
処理費 し尿処理（汲み取り）手数料	【東・西地区】27Lあたり（標準仮設便所では27L以内）、（全ての間接費対象外）	回	1		
タンコロ・枝条・根株買取	土は極力除くこと（t：水分無調整重量）、（全ての間接費対象外）	t	50		
事業系ごみ収集運搬処理料金	一財）札幌市環境事業公社、一般ごみ（基準比重以内）、税抜（全ての間接費対象外）	m3	1		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 20号内訳書				外柵等施設修繕		単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
石積補修A		天端、端面仕上	m2	3		単一 160号	
石積補修B		練石積 控40cm両面 C-10	m2	1		単一 161号	
石積補修C		練石積 控30cm片面 C-10	m2	1		単一 162号	
外柵基礎設置A		300×300×300PC 基礎砕石含む （購入品）	箇所	1		単一 163号	
外柵基礎設置C		400×400×400PC 基礎砕石含む （購入品）	箇所	1		単一 164号	
外柵基礎撤去A		300×300×300PC	箇所	1		単一 165号	
外柵設置A		PG-1. 5C（購入品）	m	1		単一 166号	
外柵設置B		PG-2. 0C（購入品）	m	1		単一 167号	
外柵設置C		PG-3. 0C（購入品）	m	1		単一 168号	
外柵設置E		ネットフェンスH180W150 控無 溶融亜鉛メッキ+塗装	m	1		単一 169号	
外柵設置G		ネットフェンスH300W180 控無 溶融亜鉛メッキ+塗装	m	1		単一 170号	
防護柵（横断・転落防止柵）撤去工		外柵撤去B；PG-2C	m	1		単一 171号	

一式当たり内訳書（金抜き）

第 20号内訳書	外柵等施設修繕				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
外柵撤去G		ネットフェンスH180 W150 控無	m	1		単一 172号
外柵撤去H		ネットフェンスH300 W180 控無	m	1		単一 173号
外柵補修A		PG-1. 5C パネル設置	m	1		単一 174号
外柵補修B		PG-2. 0C パネル設置	m	1		単一 175号
外柵補修C		PG-3. 0C パネル設置	m	1		単一 176号
外柵補修D		ネットフェンス張替 H180W150 購入品	m	1		単一 177号
外柵補修E		ネットフェンス張替 H300W180 購入品	m	1		単一 178号
公園用外柵用ブロック設置 (コンクリート製)		400×400×500 石肌模様 W=188kg/個、プレキャスト集水桝設置(据付 80kgを超え200kg以下 無し 全ての費用)準用	個	1		単一 179号
公園用自然石外柵石設置		中国産白御影石400×400×400内外 全面割肌仕上 W=173kg/個、プレキャスト集水桝設置(据付 80kgを超え200kg以下 無し 全ての費用)準用	個	1		単一 180号
既設外柵石等ズレ修正		プレキャスト集水桝設置(据付・撤去 80kgを超え200kg以下 無し 全ての費用)準用	個	5		単一 181号
基礎砕石設置		t =150 基礎砕石(12.5cmを超え17.5cm以下 クラッシュ ン 40〜0 全ての費用)、人力床掘(土砂 現場制約あり)	m 2	1		単一 182号
合 計						

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	R7年度 樹編】	白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(東地区)【街路	当	初	事業区分	公園緑地整備・改修
							工事区分	街路樹維持管理
工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹維持管理					式	1		
標準作業					式	1		
清掃・草刈					式	1		
清掃					式	1		
草刈					式	1		内-1号
樹木管理					式	1		内-2号
下枝・支柱・薬剤					式	1		
低木等管理					式	1		内-3号
高木剪定					式	1		内-4号
伐採					式	1		内-5号
抜根					式	1		内-6号
巡視点検					式	1		内-7号
					式	1		内-8号

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	R7年度 樹編】	白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(東地区)【街路	当	初	事業区分	公園緑地整備・改修
							工事区分	街路樹維持管理
工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い					式	1		内-9号
歩道美化					式	1		
花苗配布					式	1		内-10号
マイタウン・マイフラワー					式	1		内-11号
鳥獣対応					式	1		
カラス・ハチ					式	1		内-12号
安全費					式	1		
交通管理					式	1		内-13号
区特有作業					式	1		
樹木管理					式	1		
樹木補植等					式	1		内-14号
施設管理					式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	R7年度 樹編】	白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(東地区)【街路	当	初	事業区分	公園緑地整備・改修
							工事区分	街路樹維持管理
工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	数量増減	摘要
白石ころーど及び道路所管広場等管理				道路維持受託				
廃棄物処理					式	1		内-15号
廃棄物処理費					式	1		
直接工事費					式	1		内-16号
共通仮設費					式	1		
共通仮設費（率計上）					式	1		
純工事費					式	1		
現場管理費					式	1		
工事原価					式	1		
一般管理費等					式	1		
工事価格					式	1		
消費税等相当額					式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	R7年度 白石区公園及び街路樹等総合維持管理業務(東地区)【街路樹編】	当	初	事業区分	共通仮設費			
						工事区分	共通仮設費			
工事区分・工種・種別・細別				規格		単位	数量		数量増減	摘要
工事費計						式	1			

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	清掃			単価適用年月	2024. 11	
				歩掛適用年月	2024. 11	
				労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000	
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
植樹柵・帯清掃		拾い＋掃き	1000m2	89		単一 1号
合 計						
					</	

一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	草刈				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
草刈 I		モ795%；手刈り5%；片付含む	100m2	450		単一 2号
草刈 L		刈払機95%；手刈り5%；片付含む	100m2	440		単一 3号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
ヤゴ取り A		C50cm以下	本	100		単一 4号
ヤゴ取り B		C 50cm以上	本	100		単一 5号
樹木下枝取り			本	100		単一 6号
薬剤散布C		施工手間のみ 薬剤（支給品）	L	1		単一 7号
薬剤カプセル打込み B		街路樹 対象樹木10本未満の場合；薬剤支給	本	1		単一 8号
支柱結束A		二脚鳥居型；C30cm標準	本	10		単一 9号
道路植栽（支柱設置）		高木二脚鳥居添木無幹周30上40末 支柱 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島） 無 支柱取付B-3	本	1		単一 10号
支柱撤去B		二脚鳥居支柱A 片付け含む	組	30		単一 11号
支柱撤去D		二脚鳥居型；デックウッド L=1. 8m 片付け含む	組	10		単一 12号
支柱補修A		購入品；支柱1本取替；L=1. 8m	組	10		単一 13号
支柱補修C		購入品；横木1本取替；L=0. 6m	組	1		単一 14号
客土 B（黒土）		現場制約有 締固め無 土砂 小運搬20m以下 材料 費（黒土）含む	m 3	1		単一 15号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書					単価適用年月	2024. 11	
	下枝・支柱・薬剤				歩掛適用年月	2024. 11	
労務調整-超過-規制					1. 000-00000002000		
名称		規格		単位	数量	数量増減	摘要
人力床掘		土砂 現場制約あり		m 3	1		単一 16号
埋戻しA		現場制約あり 土砂 締固め有		m 3	1		単一 17号
灌水		水道料含む		1000L	1		単一 18号
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	低木等管理				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
生垣刈込 B		60≦H<120cm ; 片付含む	10m	260		単一 19号
寄植刈込 B		120≦H<200cm ; 片付含む	10m2	1		単一 20号
除草A		花壇草取(まばら)	100m2	1		単一 21号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
	名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
	街路樹木剪定A	C≦30cm；人力；片付含む	本	24		単一 22号
	街路樹木剪定B	30<C≦60cm；人力；片付含む	本	88		単一 23号
	街路樹木剪定C	60<C≦90cm；人力；片付含む	本	180		単一 24号
	街路樹木剪定D	90<C≦105cm；人力；片付含む	本	54		単一 25号
	街路樹木剪定E	105<C≦120cm；人力；片付含む	本	38		単一 26号
	街路樹木剪定F	120<C≦150cm；人力；片付含む	本	30		単一 27号
	街路樹木剪定M	H=12m程度；高所作業車使用；片付含む	本	81		単一 28号
	街路樹木剪定N	H=18m程度；高所作業車使用；片付含む	本	342		単一 29号
	街路樹木剪定O	H=22m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 30号
	合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採 A		15≦C<20cm	本	1		単一 31号
伐採 B		20≦C<30cm	本	1		単一 32号
伐採 C		30≦C<40cm	本	1		単一 33号
伐採 D		40≦C<60cm	本	1		単一 34号
伐採 E		60≦C<80cm	本	1		単一 35号
伐採 F		80≦C<100cm	本	1		単一 36号
伐採 G		100≦C<120cm	本	1		単一 37号
伐採 H		120≦C<150cm	本	1		単一 38号
伐採 I		150cm≦C	本	1		単一 39号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書		抜根			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
抜根 A		$C < 30\text{cm}$	本	1		単一 40号
抜根 B		$30 \leq C < 60\text{cm}$	本	1		単一 41号
抜根 C		$60 \leq C < 90\text{cm}$	本	1		単一 42号
抜根 D		$90 \leq C < 120\text{cm}$	本	1		単一 43号
抜根 E		$120 \leq C < 150\text{cm}$	本	1		単一 44号
抜根 F		$150\text{cm} \leq C$	本	1		単一 45号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い設置D	低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m；購入品	組	1		単一 48号
樹木冬囲い撤去D	低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m	組	1		単一 49号
樹木冬囲い設置E	低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m；購入品	組	1		単一 50号
樹木冬囲い撤去E	低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m	組	1		単一 51号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	花苗配布				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
柵花壇用花苗配布		(一年草) 花苗購入、運搬費含む Pφ9cmペチュニア、ペゴニア、マリーゴールド程度	株	3, 000		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 11号内訳書	マイタウン・マイフラワー				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
花種子配布 A		一年草※マリーゴールド約3ml（約75粒）、サルビア約0. 2～0. 5ml（約55粒～95粒）、アリッサム約0. 1ml（約130粒）程度	袋	1		
花種子配布 B		ペレットシート※ペチュニア混色（約50粒）程度	袋	1		
播種用培養土配布		5 L入り	袋	1		
セルトレイ配布		36穴、10枚セット、28. 5cm×28. 5cm程度	袋	1		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	カラス・ハチ				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
カラスの巣撤去A		人力	箇所	1		単一 52号
カラスの巣撤去C		高所作業車18～18. 5m級使用、計画撤去	箇所	1		単一 53号
ハチの巣撤去			箇所	1		単一 54号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	交通管理				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
交通誘導警備員 B		昼間勤務（交替要員無し）	人日	34		単一 55号
交通誘導警備員 A			人日	53		単一 56号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 14号内訳書				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
樹木補植等					
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹植栽	ナナカマド；H3.0・C0.12・W0.7；客土・土壌改良材含む	本	1		単一 57号
街路樹植栽	アオダモ；H3.5・C0.12・Wー；客土・土壌改良材含む	本	1		単一 58号
道路植栽（支柱設置）	高木二脚鳥居添木無幹周30上40未 支柱 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島） 無 支柱取付B-3	本	2		単一 10号
高所作業車運転費	12m級 特殊運転手含む	日	1		単一 59号
高所作業車運転費	18～18.5m級 特殊運転手含む	日	1		単一 60号
台風等緊急時対応A（被害 状況把握及び軽作業）	造園工1名及びライトバソン体制	h	20		単一 61号
台風等緊急時対応B	4名体制（造園工1・普通作業員2・特殊運転手1・	日	1		単一 62号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 15号内訳書	白石こころーど及び道路所管広場等管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
清掃 A		拾い集め型	1000m2	370		単一 63号
清掃 B		春1回目；拾い+掃き	1000m2	100		単一 64号
清掃 C		秋清掃；拾い+掃き	1000m2	100		単一 65号
草刈 L		刈払機95%；手刈り5%；片付含む	100m2	480		単一 66号
草刈 N		刈払機95%；手刈り5%；急斜面；片付含む	100m2	280		単一 67号
ヤゴ取り A		C50cm以下	本	1		単一 68号
ヤゴ取り B		C 50cm以上	本	1		単一 69号
樹木下枝取り			本	100		単一 70号
街路樹木剪定 A		C≦30cm；人力；片付含む	本	1		単一 71号
街路樹木剪定 B		30<C≦60cm；人力；片付含む	本	1		単一 72号
街路樹木剪定 C		60<C≦90cm；人力；片付含む	本	1		単一 73号
街路樹木剪定 D		90<C≦105cm；人力；片付含む	本	1		単一 74号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 15号内訳書	白石こころーど及び道路所管広場等管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹木剪定E		105<C≤120cm；人力；片付含む	本	1		単一 75号
街路樹木剪定F		120<C≤150cm；人力；片付含む	本	1		単一 76号
街路樹木剪定M		H=12m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 77号
街路樹木剪定N		H=18m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 78号
街路樹木剪定O		H=22m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 79号
伐採A		15≤C<20cm	本	1		単一 80号
伐採B		20≤C<30cm	本	1		単一 81号
伐採C		30≤C<40cm	本	1		単一 82号
伐採D		40≤C<60cm	本	1		単一 83号
伐採E		60≤C<80cm	本	1		単一 84号
伐採F		80≤C<100cm	本	1		単一 85号
伐採G		100≤C<120cm	本	1		単一 86号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 15号内訳書	白石こころーど及び道路所管広場等管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採H		120≦C<150cm	本	1		単一 87号
伐採 I		150≦C	本	1		単一 88号
生垣刈込 B		60≦H<120cm；片付含む	10m	50		単一 89号
寄植刈込 B		120≦H<200cm；片付含む	10m2	1		単一 90号
公園巡視点検(昼)			箇所	12		単一 91号
公園巡視点検(夜)			箇所	1		単一 92号
パトロール業務D		平地 徒歩	km	57		単一 93号
水飲み台冬囲い設置（白石区）		【東地区】蛇口のみ囲い（20cm□程度ﾌﾟﾙｰｼｰﾄ片）；閉栓	基	2		単一 94号
水飲み台冬囲い撤去（白石区）		【東地区】蛇口のみ囲い（20cm□程度ﾌﾟﾙｰｼｰﾄ片）；開栓	基	2		単一 95号
遊具(ブランコ・シーソー等)冬囲い設置		【東・西地区】養生材支給品（縄材除く）	基	1		単一 96号
遊具(ブランコ・シーソー等)冬囲い撤去		【東・西地区】	基	1		単一 97号
藤棚剪定		【東地区】	m2	101		単一 98号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 15号内訳書	白石こころーど及び道路所管広場等管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
砂場整正		【東地区】異物除去；砂起こしt=200	m2	7		単一 99号
高所作業車運転費		18～18. 5m級 特殊運転手含む	日	1		単一 100号
台風等緊急時対応 A（被害 状況把握及び軽作業）		造園工1名及びびライトハン体制	h	5		単一 101号
台風等緊急時対応 B		4 名体制（造園工1・普通作業員2・特殊運転手1・	日	1		単一 102号
処理費（事業系一般廃棄物 ）焼却処理		札幌市各清掃・破砕工場（全ての間接費対象外）	t	40		
処理費（建設副産物処理） 木くず 再生（剪定枝等）		札幌市ごみ資源化工場（剪定枝等リサイクル施設）（10％）	t	1		
交通誘導警備員B			人	20		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 16号内訳書	廃棄物処理費				単価適用年月	2024. 11
					歩掛適用年月	2024. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名 称		規 格	単 位	数 量	数量増減	摘 要
処理費（事業系一般廃棄物） 焼却処理		札幌市各清掃・破碎工場（全ての間接費対象外）	t	60		
処理費（建設副産物処理） 木くず 再生（剪定枝等）		札幌市ごみ資源化工場（剪定枝等リサイクル施設）（10％）	t	1		
合 計						